

教職課程（一種免許状）履修中の皆さんへ

教育職員免許法改正に伴い、平成 31 年度（2019 年度）入学生から新法に基づく教職課程になります。

現行課程に入学して**免許状授与の所要資格を得ずに卒業し、平成 31 年度（2019 年度）以降に免許状の授与を受けるためには**、新法に基づく課程で免許状授与の所要資格を得る必要があります。現行課程で修得した科目の単位を新課程で修得した科目の単位に見なすことができる旨の規定は設けられますが、それ以外に本学では修得科目が現行課程より新たに 2～3 科目増えます。

それら増える科目は中高、養護、栄養教諭課程では平成 32 年度（2020 年度）、幼小課程では平成 33 年度（2021 年度）に開講するため、その間、本学では教員免許状取得要件を揃えることができません。

卒業後に科目等履修などで教員免許状の取得を考えている人は早急に免許・資格課に相談に来て下さい。

なお、平成 31 年度（2019 年度）以降、身分を変えずに正規生として在籍する者は関係ありません。

2018. 3. 20 免許・資格課